

令和8年度 伊集院北中スタンダード（校則）

I 心得 — 校訓：立志・躍動・友情 —

- (1) 自ら学ぶ姿勢を身に付け、学級や学校の学びに向かう雰囲気高めよう。
- (2) 自らの言動に責任をもち、自律した生活を送れるようになろう。
- (3) 志を立て、躍動感あふれ、友を大切にする校風をつくり上げよう。
- (4) 自立して生き、よりよい社会をつくる人となるよう、知・徳・体の力を高めよう。

II 北中の1日

登校	① 8時10分までに、提出物、カバン片付けを済ませ、着席完了、朝の活動を始める。
朝の活動	① 8時10分～8時30分は全員着席し読書（KITA ㊦㊧）。テスト期間は自習でもよい。（職員会議等で先生が不在の場合、先生が戻るまでは席に着き読書・KITA ㊦㊧を続ける）
全校朝会 生徒集会 学年朝会	① 8時15分には整列完了できるよう移動を始める。 ② 総務を先頭に整列し無言で移動し、整列完了後も無言で待つ。
授業	① チャイム2分前着席，1分前黙想をする。 ② 「起立」の号令で立ち，始業時は「お願いします」，終業時は「ありがとうございました」と挨拶をする。（語先後礼）
休み時間	① 次の授業の準備（移動）を行ってから休憩をする。
給食	① 給食当番は，給食着（前髪を帽子の中に入れて）・マスクを着用し，原則，全員並んでコンテナ室に取りに行く。 ② 給食着を忘れた場合は，担任に報告する。 ③ 当番以外の生徒は，4校時終了後10分以内に手洗い・トイレを済ませ，席について静かに待つ。待っている間の読書や学習は，衛生面に配慮して行わない。 ④ 放送が始まったときには静かにし、放送を全員が聴くことができるようにする。 ⑤ 早く食べ終わった生徒は，食器・お盆の片づけをしてもよい。 ⑥ 給食終了10分前からは歯磨きをしてもよい。ただし，給食終了のチャイムと同時に「ごちそうさま」ができるように，時間をみながら行動する。 ⑦ 当番は給食終了後5分以内にコンテナ室への片づけを完了する。 ⑧ 転倒によるけがを防ぐため，歩きながらの歯磨きはしない。 ⑨ コンテナ室当番，お盆拭きの片づけ，残食の処理等は担任や係の先生の指示をよく聞く。
昼休み	① 昼休みの校庭を使用して遊ぶ際は体育服，またはジャージに着替える。
掃除	① 掃除時間は体育服（学校ジャージ）に更衣し，取り組む。 ② 掃除開始のチャイムが鳴る時には準備を済ませ掃除場所に置いておく。 ③ 掃除時間は，放送に従って黙想し，無言で一生涯懸命に取り組む。（膝つき清掃，無言作業） ④ チャイムが鳴るまで時間いっぱい取り組む。
終学活	① 教科連絡は，昼休みまでに済ませておく。 ② 配布物の係は，職員室前の棚を必ず確認しておく。 ③ 教室の戸締り（施錠確認のためカーテンはあける）・机いすの整頓は，各自行い、日直が点検する。消灯は日直が行う。
放課後 ・下校	① 必ず通学路を通り、寄り道などせず帰宅する。 ② 用事がない場合は学校に残らず速やかに下校する。 ③ 部活動後に教室に戻ることがないように、カバン等は活動場所に持っていく。（代議員専門部会も同様） ④ 下校は部活動の服でも良い。 ⑤ 登下校の際の飲食，買い食いはしない。また，近隣の住宅に迷惑になる行為をしない。

※購買部は7：50～8：05と1校時の休み時間に利用することができます。

Ⅲ 身なりについて（伊集院北中服装規定）

1 髪型・眉

● 中学校生活に適した学習・安全・衛生面に気を配った身だしなみを整えましょう。

- ① 清潔感があり、授業や活動に集中できる髪型
- ② 表情が見え、相手に安心感を与える髪型
- ③ 安全に活動できる髪型

<具体的な配慮の例>

- ア 長い髪は、活動に応じて結ぶなど安全、衛生面に配慮する。
- イ 前髪が目にかかる場合は、ヘアピンでとめるなど工夫する。
- ウ ヘアピンは、装飾的にならないようにする。
- エ 整髪料は使用しない。染色や脱色はしない。
- オ 奇抜で、周囲の不安や誤解を生む髪型は控える。
- カ 眉は、極端に細くする、形を大きく変えるなどせず、自然な整え方をする。
- キ ツーブロック、お団子については令和7年度生徒会提案の基準を守る。

2 制服

● 制服を正しく着こなし、身なりと心を整えましょう。

(1) 詰めえり

- ア 冬服は黒の詰襟制服を着用する。ボタン（裏ボタン）は学校指定のものを着用する。
- イ 中間服は白の長袖カッターシャツと黒のスラックスを着用する。
- ウ 夏服は白の半袖開襟シャツと黒のスラックスを着用する。
- エ スラックスの丈はくるぶしを目安とし、黒単色のベルトを着用する。

(2) セーラー服

- ア 冬服は学校の指定した紺のセーラー服を着用する。
 - ・ ジャバラはえんじの3本線入り
 - ・ えんじのネクタイ
- イ 中間服は長袖ブラウス（丸襟）とジャンパースカート（布ベルト）を着用する。
- ウ 夏服は白の半袖のセーラー服（学校指定）を着用する。
- エ スカート丈は、ひざが隠れる長さにする。

(3) ブレザー型（★R7新）

① 冬服

- ア 学校指定のブレザー、スラックス、スカートと白のワイシャツを各自で組み合わせる。
 - ・ 白のワイシャツについては入学時に購入するものに準じる。
 - ・ スラックスとスカートの長さは(1)(2)に準じる。
- イ 防寒用に中に組み合わせるベスト（長袖可）は、黒か紺かグレー無地のVネック。
- ウ リボンとネクタイは希望制とする。（儀式等の際は着用しない。）
- エ ブレザーのボタンは、学校指定の銀色。

③ 中間服

- ア 学校指定のスカートとスラックス、白のワイシャツを着用する。
- イ ベストは黒か紺かグレーの無地のVネックを着用できる。（入学時にグレーのものを選択購入できる。）
- ウ シャツはスラックス・スカートに入れて着用する。

④ 夏服

- ア 学校指定の白色か紺色のポロシャツと学校指定のスラックスかスカートを着用する。
 - ・ 儀式等の際は、白色を着用する。
 - ・ ポロシャツはスラックスやスカートの中に入れてなくてもよい。

(4) その他

- ア 通学靴は、白か黒の単色で体育の授業にも適した運動靴を履く。
- イ 体育館シューズは、学校で指定したものを使用する。
- ウ 上履き（スリッパ）は、学校指定の学年カラーのスリッパを履く。
- エ 靴下は、黒、白、靴底がグレーの無地であるくるぶしが隠れる程度の長さのものを履く。（控えめなワンポイントは可とする）
- オ ネームは、学年カラーのクリップタイプをつける。下校時に教室の所定の場所に置き、登校後に着用し、登下校時は着けない。（R7新入生から）
- オ 新制服と従来の制服を組み合わせず着用しない。（夏服ポロシャツは、学校指定のものを従来の服に合わせてもよい。）
- カ インナーは制服から透けたりはみ出したりしなよう配慮する。

IV その他

● 集団で学習する場としての環境を整え、学用品などを大切に扱おう。

1 かばん等

- ア 学用カバンは学校指定のカバンを使用する。
- イ 補助バッグは色やデザインが派手でない実用的なものとする。(白・黒・紺・グレー・青など)
- ・ カバンや補助バッグにつけるキーホルダーはそれぞれ2個まで。(大きさはこぶし程度まで)

2 持ちもの

- ア 学習に不必要なものは持ち込まず、授業や行事等で指定されたものだけを持ってくる。
- イ 区別のつきにくいものには記名をする。
- ウ 傘は、色や柄が華美でないものを使用する。
- エ タオルはポケットに入れる。もしくは、たたんで持ち歩くようにする。
- オ くしや鏡は時と場を考えて使用する。(授業中は使わない)

3 校内での過ごし方

- ア 靴、スリッパの区別をする。北校舎と南校舎の間のアスファルト部分はスリッパ通行可。
- イ 廊下・階段ともに原則右側通行とする。
- ウ 二階のバルコニーには出ない。
- エ 体育館裏・武道館裏・駐車場へは近づかない。
- オ 部室は部活動の時間のみ使用する。(朝練習、昼休み、放課後だけ)
- カ 南校舎と北校舎をまたいで会話をしない。
- キ スリッパで音を立てながら歩いたり口笛を吹いたりしない。
- ク 校舎内では、大声を出したり、走ったり、ふざけあつたりしない。

4 その他

- ア 身分証明用カードは必要に応じて携帯する。
- イ 異装(ケガ等でいつもと異なる身なりをする場合等)については事前に申し出る。
- ウ 汗拭きシート、制汗スプレー等を使用する際は無香料のものを使う。
- エ 日焼け止め・リップクリームの使用は無色無臭のものとする。また、使用する場所を考える。
- オ 雨の日は長靴を使用することができる。

< 附 則 >

1 冬季の防寒具・防寒着について

- (1) 厳寒期に使用する。(原則、自転車通学生は11月頃～、徒歩通学生は12月～3月まで)
- (2) 以下のものを使用できる。

着用をできる 防寒具・防寒着	外観・デザイン	留意事項
マフラー ネックウォーマー	華美でないもの。マフラーは安全に配慮した長さのもの。(自転車通学の際はマフラーはホイールに巻き込まれる危険性がある)	教室で着脱し、校舎内ではカバン等に入れておく。
手袋	外観が華美でないもの。 安全性に配慮した機能性のあるもの。	上記と同じ。
ベスト・カーディガン・トレーナー	色は単色で白・黒・紺・茶・グレーが基本。	外から見えないように工夫する(袖や上着からはみ出さない)。
防寒用肌着 (ヒートテックなど)	首元からみえるようなハイネックは不可。	
タイツ スパッツ	色は黒。	
学校ジャージ (上着)	学校指定のジャージであること。	登下校時と校舎内で、冬服の上から羽織って着用する。
ひざかけ	華美でないもの。ひざにかけたときに床につかない程度の大きさであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日持ち帰る。 ・ ひざかけ以外に使わず、移動する際は畳んで持ち運ぶ。
携帯カイロ	ポケットから出して持ち歩かない。使用済みのものは自宅に持ち帰り、各自で処分する。	

2 自転車通学生規則

- (1) 下記の地区の生徒で申請があれば、自転車通学許可申請書（誓約書）を提出の上、自転車通学を許可する。（上神殿，中神殿，麦生田，つつじヶ丘）
 - (2) 下記のことに違反した場合は「自転車通学を停止」することがあり、停止が繰り返されるときは「許可を取り消す」こともある。
 - ① 完全整備された自転車を使用し、整備不良があったら直ちになおす。
一直線の棒状のハンドル，ドロップハンドル，カマキリハンドルなどは許可しない。
 - ② 通学の自転車後輪の泥よけに、配布されるステッカー（有料）をつける。昨年までのステッカーも有効。（ステッカーは後日販売する。）
 - ③ 指定された通行区分帯を1列に通る。国道3号線は北中側の歩道を通行する。また、国道で横断歩道のある交差点では自転車から降りて押して渡る。
 - ⑤ 二人乗り，片手運転など危険な運転はしない。
 - ⑥ ヘルメットと安全タスキ（反射タスキ）を必ずつける。暗くなる前にライトを必ずつける。
 - ⑥ 歩行者があるときは、自転車から降りて追い越し，歩行者優先とする。
 - ⑦ 校内では自転車は押して歩き，自転車置場は決められた場所に整頓して並べる。
 - ⑧ カバンは後ろの荷台にひも，または，ネットできちんと固定する。
（安全上，前かごや肩にかける行為は運転中不安定になるため禁止）
 - ⑨ その他，交通道德とルールを守って安全運転に努める。
 - ⑩ 県の条例に従い，自転車保険に必ず加入する。
 - ※ 罰則規定（警告は3年間の累積とする）
 - 1回目の警告・・・口頭注意
 - 2回目の警告・・・保護者に文書にて連絡
 - 3回目の警告・・・1週間の自転車通学停止
 - 4回目の警告・・・1カ月間の自転車通学停止
 - 5回目の警告・・・自転車通学許可の取り消し（三年間の違反の累計）
- 【ヘルメット】（自転車通学生）
- ① 学校指定のヘルメットであること。
 - ② あごひもをしっかり締めて運転すること。
 - ③ 着脱は校門前から，自転車小屋までの間で行うこと。

2 携帯電話・スマートフォン，個人のタブレット等端末の持ち込みに関する規則

- ア 保護者の責任で所持する。
※ 保護者の責任…フィルタリング，使用頻度額の設定，使用目的，夜間の保管場所など，きちんとした約束事を設け，守ること。
- イ 学校への持ち込みは禁止。（平日・休日に関わらず）持ち込みがあった場合は，学校で預かり，保護者に連絡後，学校で保護者に直接返却する。繰り返す場合は解約を勧める。
- ウ SNSの書き込み，動画や写真等の掲載が大きなトラブルになっているため，個人情報や肖像権など，適切な判断ができない場合は，情報の発信を絶対にしない。
- エ 緊急を要する事態，またはそれが予測される事態においては校長に相談の上，検討する。

3 熱中症予防等の対策方針

- (1) 水筒持参について
 - ア 水分補給のため水筒やスクイズボトルの持参を通年で持ち込める。（ペットボトルは不可）
 - イ 水分補給は健康面を考慮し必要な時にいつでも行うことができるが，授業の妨げにならないよう必要な配慮を行うものとする。また，衛生面を考慮し他人のものは飲まない。
 - ウ 水筒の中身は，水・お茶・スポーツ飲料とする。
- (2) 予防について
熱中症予防のために，以下のものを登下校時に使用してもよい。
 - ・ 日傘
 - ・ 冷却パック，氷のう
 - ・ ネッククーラー
 - ・ 冷感（却）タオル
- (3) 部活動について
 - ア 補食については原則持ち込まないが，昼食時間をはさんで活動する場合は，顧問の先生の責任の下で，時間や場所を決め飲食する。
 - イ 塩分や糖분을補給するための食べ物は，顧問の先生の責任の下，各部活動で管理，準備する。個人用としての持ち込みはしない。
 - ウ 熱中症が疑われるときは，職員室の冷蔵庫にある氷や経口補水液を利用できる。
 - キ 夏季（6月中旬から秋口）は，夏の体育服で登校から下校まで過ごすことができる。